

◆主要ニュース◆

- 全協の2020年度事業計画(骨子)・全国政治連盟の2020年度事業計画(骨子):政治連盟の告知版……………2面
- 埼玉県連合会の5組合が合併「彩の国組合」発足・対馬組合が長崎県組合に合併・新煙故知新・ニュース斜め読み・思い出の小唄……………3面
- 東京都連合会の女性部研修会・江戸川柳とたばこ⑦・「百害あって一利なし」言説の背景⑦……………5面
- 特集:たばこと塩の博物館の特別展「浮世絵に見る名所と美人」の見どころ・JT・BATJの新商品紹介・「たばこ屋さん目録」からの川柳・話題:無煙たばこ……………6面
- たばこマンの岡目八目・おもしろクイズ・手作りPOP講座……………7面
- 締め切り迫る標語募集・話題:ペイブ「マイブルー」・お便りコーナー……………8面

全 国

たばこ
新 間

2020年4月

April 第888号

- 発行元/全国たばこ販売協同組合連合会
〒105-0014 東京都港区芝1丁目6番10号
芝SIAビル7階 TEL.03(5476)7551
- 企画編集責任/株式会社アーネスト
〒105-0004 東京都港区新橋6-2-1
木村ビル801 TEL.03(3432)8346

「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」の実現を!!



右から3人目が福島九州南部連合会長、隣が三反園知事ほか代表者の皆さん

九州南部連合会ら7団体が鹿児島県知事に陳情
「公共喫煙所の増設・維持」など4項目を要望

九州南部連合会の福島洋一会長と鹿児島県たばこ耕作組合の通

畠幸一組合長は2月3日、関係する協力5団体代表(別掲)と共に鹿児島県庁を訪れ、三

反園訓知事に「地方たばこ税を活用した分煙環境整備」について陳情を行った(本紙3月号既報)。

当日は、地元テレビ局・新聞3社の取材がある中、福島会長が7団体を代表して三反園知事に陳情書を手交した

後、地方たばこ税の部を活用し、「公共喫煙所の増設・維持を積極的に進める」「飲食店等が取り組む屋内喫煙室設置の助成を目的とした事業に充當すること」「喫煙マナー向上に関する普及啓発など、分煙環境整備の推進」を目的とした事業に充當すること、「国に対しても、鹿児島県議会として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備」の4項目を強く要望した。

今回の陳情活動は、改正健康増進法が4月に全面施行と

「望まない受動喫煙を防止すること」を目的とした改正健康増進法が、この4月1日に全面施行となり、ほとんどの屋内施設が原則禁煙となる。改正法施行の主な内容は下表通りだが、それいくつかの条件を満たす必要がある。例えば、「来店客・従業員とともに20歳未満の者を喫煙可能なエリアに立ち入らせない」、また喫煙目的施設の場合、店内で喫煙可能なたばこ販売店は、「たばこの対面販売または喫煙器具の販売を行い、陳列棚のうち、たばこ・喫煙具の占める割合が5割を超える必要がある」などとしている。

屋内の喫煙所が次々と姿を消すことが確実視される中、喫煙者の望みは数少ない屋外喫煙所だが、利用者が混み合って、喫煙難民が続出しかねない。業界のスローガンである「禁煙よりも分煙を。目指せ、分煙先進国!」のためにも店頭灰皿設置など屋外喫煙所の維持・拡大、自治体等の分煙環境整備(別掲)が急がれる。一方では、新型コロナウイルスの国内感染拡大が社会問題となっている(3月25日現在)。とくに飲食店等では客離れによる売上げ減少に加え、今回の規制強化対応が追い打ちをかけられる厳しい現状、さらには喫煙者の認知の低さなど、施行への懸念材料が山積している。

なお、改正健康増進法とは別に、自治体独自の規制として、更に厳しい「上乗せ条例」がある。2020年4月1日全面施行の東京都受動喫煙防止条例では、「第二種施設の飲食店のうち従業員を雇用している場合は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙(従業員を雇用していなければ喫煙可)」となる。

「改正健康増進法」が4月1日に全面施行 屋外喫煙所の維持・拡大などの整備が急務

全国町村会長に協力要請 九州中部連合会



右から荒木泰臣・全国町村会会长、益田龍朗・九州中部連合会会长

益田龍朗会長は2月12日、熊本県たばこ耕作組合とともに熊本県嘉島町役場を訪れ、町長室で全国町村会の荒木泰臣会長(嘉島町長)に分煙環境整備の趣旨説明を行った。荒木会長は、全国926町村が組織する全国町村会のリーダーであり、熊本県町村会の会長でもある。

冒頭、益田会長から荒木会長に「地方たばこ税の一部を活用した分煙環境整備を手渡す」との実現に向けて全国へ要望書を手渡し、その実現に向けて要望書を手渡すことを示した。

改正健康増進法施行の施設区分と喫煙ルール

施設の区分	喫煙ルール	施行時期
第一種施設 学校、病院、児童福祉施設、行政機関、旅客運送事業自動車等	原則敷地内禁煙 ・必要な措置が取られた、屋外喫煙所は設置可	2019年7月1日
第二種施設 上記及び喫煙目的施設以外の施設 ・事務所、商業施設、ホテル・旅館(客室は適用除外)、旅客運送事業船舶、鉄道等	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、屋内喫煙専用室は設置可 ・経過措置として必要な措置が取られた、屋内加熱式たばこ専用喫煙室(飲食等可)は設置可	2020年4月1日
飲食店 既存特定飲食提供施設 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・公衆喫煙所	[既存特定飲食提供施設] ・経過措置として次の条件を満たす小規模飲食店は喫煙可——①資本金5,000万円以下②客席面積100m ² 以下③既存飲食提供施設	2020年4月1日
喫煙目的施設	[喫煙を主目的とする施設] ・店内外で喫煙可能なたばこ販売店 ・喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・公衆喫煙所	喫煙可

2段広告